

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人綾東保育園
綾 東 こ ど も 園

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない こととなっているため、このたび令和2年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和3年度公定価格の額について

(単位：円)

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育(1号)認定	3歳児	178,580	178,580	178,580	178,580	178,580	178,580	179,930	172,010	170,660	170,660	170,660	175,060	
	4歳児以上	162,550	162,550	162,550	162,550	162,550	162,550	163,900	163,900	162,550	162,550	162,550	166,950	
保育(2号、3号)認定	短時間	0歳児	203,470	203,470	203,390	203,540	199,490	203,390	203,320	203,250	203,320	203,320	203,320	219,580
	標準時間		211,080	211,080	211,000	211,150	206,950	211,000	210,930	210,860	210,930	210,930	210,930	227,040
	短時間	1、2歳児	124,670	124,670	124,590	124,740	122,260	124,590	124,520	124,450	124,520	124,520	124,520	142,350
	標準時間		132,280	132,280	132,200	132,350	129,720	132,200	132,130	132,060	132,130	132,130	132,130	149,810
	短時間	3歳児	69,270	69,270	69,190	69,340	67,970	69,190	69,120	69,050	61,360	61,360	61,360	80,460
	標準時間		76,880	76,880	76,800	76,950	75,430	76,800	76,730	76,660	68,970	68,970	68,970	87,920
	短時間	4、5歳児	53,750	53,750	53,670	53,820	52,760	53,670	53,600	53,530	53,600	53,600	53,600	72,850
	標準時間		61,360	61,360	61,280	61,430	60,220	61,280	61,210	61,140	61,210	61,210	61,210	80,310

*上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。